

# 韓国の失踪児童法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人

## 【目次】

はじめに

I 背景及び経緯

II 概要

おわりに

翻訳：失踪児童等の保護及び支援に関する法律

## はじめに

韓国警察庁の統計によると、2013年、韓国で18歳未満の児童の失踪事件が23,089件発生し、そのうち564件が未発見のままとなっている<sup>(1)</sup>。失踪原因は家出や迷子など様々であるが、中には犯罪に巻き込まれ、命を奪われる事件も発生しており、大きな社会問題となっている。

韓国では2005年5月、児童等の失踪事件の発生予防、発生時の早期発見、失踪児童等家族への支援等を目的とした「失踪児童等の保護及び支援に関する法律」<sup>(2)</sup>（以下「失踪児童法」という。）が制定された。その後、失踪児童法は予防策や捜索体制の強化等のための法改正を重ねながら今日に至っている。本稿では、失踪児

童法制定の背景及び経緯並びに失踪児童法の概要を紹介し、末尾に失踪児童法の翻訳を付す。

## I 背景及び経緯

韓国では長い間、児童の失踪は、個人の問題、家族の責任とみなす傾向があったといわれる<sup>(3)</sup>。しかし、1991年に発生した「カエル少年失踪事件」<sup>(4)</sup>が社会的に大きな関心を集めたことを契機として、児童失踪事件が社会問題として認識されるようになった<sup>(5)</sup>。

児童失踪事件が発生した場合、警察庁は捜索に積極的に取り組む姿勢を表明していたが<sup>(6)</sup>、初期段階で発見できなかった場合、失踪児童を探し出すことは非常に困難であった。最も大きな障害となっていたのが、保健福祉部（部は省に相当）に届出等をしていない児童保護施設（以下「無届施設」という。）の存在である。無届施設の実態が十分に把握されていなかったため、失踪児童が無届施設に引き取られてしまった場合、失踪児童の家族が、全国に散在する無届施設を個人の力で一つずつ回って探し出すことはほぼ不可能な状況であった<sup>(7)</sup>。また、失踪

(1) 「13년 실종아동 가출인 접수 현황」 2014.4.28. <<http://cyber112.police.go.kr/portal/bbs/view.do?nttId=70761&bbsId=B0000136&searchCnd=&searchWrd=&section=&sdate=&edate=&useAt=&replyAt=&menuNo=200121&viewType=&delCode=0&option1=&pageIndex=6>> 以下、インターネット情報は2014年9月5日現在である。

(2) 「실종아동등의 보호 및 지원에 관한 법률」 <[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1894&PROM\\_DT=20140128&PROM\\_NO=12360](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1894&PROM_DT=20140128&PROM_NO=12360)>

(3) 『2012 보건복지백서』 보건복지부, 2013, p.292. <<http://library.mw.go.kr/Search/Detail/77131>>

(4) 1991年3月、大邱市の小学生5人が、カエルを捕まえに行くといって出かけたまま行方不明となった事件。事件発生11年後の2002年9月、当該児童全員の遺骨が山中で発見され、後に他殺と結論付けられた。事件は未解決のまま2006年3月に公訴時効が完成した。

(5) 배화옥 「아동실종의 실태와 대책」 『경남발전』 132호, 2014.5, p.5. <[http://www.gndi.re.kr/include/download/download.php?url=../files/kyo\\_report/&name=201405\\_%B1%E2%C8%B9%C6%AF%C1%FD\\_%B9%E8%C8%AD%BF%C1.pdf](http://www.gndi.re.kr/include/download/download.php?url=../files/kyo_report/&name=201405_%B1%E2%C8%B9%C6%AF%C1%FD_%B9%E8%C8%AD%BF%C1.pdf)>

(6) 加藤眞吾 「韓国の失踪児童対策」 『青少年問題』 52巻12号, 2005.12, p.43.

(7) 나주봉 「실종미아에 대한 정소의 종합적 대책이 시급하다」 김희선 『실종미아에 관한 법 제정 공청회 자료집』 2002, pp.13-16.

児童の捜索に有効な遺伝子検査による DNA 型鑑定の法的根拠も整備されていなかった。児童失踪問題の社会的な関心の高まりとともに、2000 年代以降、より効率的で実効性のある失踪児童対策を実施するための新法制定の動きが活発となり、失踪児童を発見した際の通報義務、失踪児童情報の電算化による検索システム構築、失踪児童を通報せずに保護する行為の禁止、遺伝子検査等に関する規定を盛り込む方向で議論が展開した<sup>(8)</sup>。

前記のような内容を盛り込んだ法律案として、2004 年 7 月にハンナラ党の高京華（コ・ギョンファ）議員により「失踪児童の保護及び支援に関する特別法案」<sup>(9)</sup>が、2005 年 1 月にウリ党（開かれたウリ党）の金希宣（キム・ヒソン）議員により「失踪児童及び障害失踪者の保護及び支援に関する法律案」<sup>(10)</sup>が、それぞれ国会に発議され、国会保健福祉委員会の審査に付された。

国会審議の過程では、特に、両法案に含まれていた遺伝子検査に関する規定をめぐる激しい議論が交わされた。両法案はともに、遺伝子検査対象者（施設に保護されている児童等）が明確な拒否の意思を表明した場合を除き、遺伝子検査を実施できる旨を規定しており、当局による一斉検査を行うことも可能となっていた。これに対し、2005 年 2 月 22 日の国会保健福祉委員会法案審査小委員会では、ウリ党議員の文炳浩（ムン・ビョンホ）委員長が、人権問題の

観点から数万人の遺伝子検査対象者に対する一斉検査を可能とする条項に反対を唱え、遺伝子検査に反対している市民団体の意見を聞いてから判断すべきであるとして、結論を先送りにした<sup>(11)</sup>。この問題について、同小委員会は同年 3 月 29 日、遺伝子検査の専門家や遺伝子検査に慎重な立場の市民団体の代表等呼んで「失踪児童等の保護・支援関連懇談会」を開き、本人の同意を得ること、対象者が未成年者等の場合は、法定代理人（施設の長等）の同意も得ること、遺伝情報とそれ以外の情報の管理を分けること、等の条件を付すことで調整が図られることとなった<sup>(12)</sup>。その後両法案は「失踪児童等の保護及び支援に関する法律案」<sup>(13)</sup>として一本化され、同年 5 月 3 日の本会議の議決を経て同月 31 日に公布された。その後、数度の法改正を経て、保護対象範囲の拡大や、早期発見のための体制強化が行われ、今日に至っている。

## II 概要

失踪児童法は、失踪児童等の発生を予防し、迅速な発見及び復帰を図り、復帰後の社会適応を支援することにより、失踪児童等及びその家庭の福祉増進に資することを目的としている。また、懸案となっていた無届施設、遺伝子検査等の問題に対応するため、①失踪児童専門機関の設置、②失踪児童等を発見した際の通報義務、③失踪児童等を通報せずに保護する行為の

(8) 김희선 「실종아동 및 장애실종자의 예방과 발견에 관한 법률안의 배경과 개요」 김희선 『실종아동 및 장애실종자의 예방과 발견에 관한 법률안 제정 공청회』 2004, pp.11-14.

(9) 「실종아동의보호및지원에관한특별법안」〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=028206](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=028206)〉

(10) 「실종아동 및 장애실종자의 보호·지원을 위한 법률안」〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=029709](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=029709)〉

(11) 「第 252 回国会（臨時会）保健福祉委員会会議録（法案審査小委員会）第 2 号」〈[http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER\\_NUM=033414](http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=033414)〉

(12) 「第 252 回国会（臨時会・閉会中）保健福祉委員会会議録（法案審査小委員会）第 4 号」〈[http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER\\_NUM=033275](http://likms.assembly.go.kr/record/new/getFileDown.jsp?CONFER_NUM=033275)〉

(13) 「실종아동등의 보호 및 지원에 관한 법률안（대안）」〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=030534](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=030534)〉

禁止、④失踪児童等の身元情報データベース及び関係機関間のネットワークの構築、⑤遺伝子検査の実施に関する事項等を規定している。本章では、現行の失踪児童法の概要について述べる（制定から今日までの主な改正事項については、表を参照）。

### 1 失踪児童等の定義（第2条）

失踪児童法における「児童等」とは、①失踪当時18歳未満である児童、②知的障害者、自閉性障害者又は精神障害者、③認知症患者を指し、「失踪児童等」とは、「略取、誘引、遺棄、事故、家出、迷子等の理由により保護者から離脱した児童等」を指す。

### 2 失踪児童専門機関（第3条及び第5条）

保健福祉部長官（以下「長官」という。）が、失踪児童専門機関（以下「専門機関」という。）を設置し、運営する（ただし社会福祉法人等に業務を委託し運営させることが可能）。専門機関は、失踪児童等に関連した調査、研究、教育、広報、家族支援、データベースの構築・運営等を行う。

### 3 通報義務（第6条）及び通報なく保護する行為の禁止（第7条）

保護施設（無届施設を含む）の長等は、失踪児童等を発見したときは警察に遅滞なく通報しなければならない。また、保護者がわからない児童等を保護したときは、児童等の身元を記録したカード（以下「身元カード」という。）を作成し、地方公共団体の長及び専門機関の長に提出しなければならない。正当な事由なく、通報せずに失踪児童等を保護することはできない。

### 4 早期発見のためのデータベース整備等（第7条の2～第8条）

警察庁長（日本の警察庁長官に相当）は、児童等が失踪した場合に備えて、希望する児童等の保護者に対し、事前に児童等の指紋、顔写真等（以下「指紋等情報」という。）を登録し、事前届出証を発給することができるほか、これらの情報をデータベースとして構築・運営することもできる。また、警察庁長は、保護者等が確認されていない保護施設の入所児童等については、書面による同意を得て児童等の指紋等情報を登録・管理することができる。当該児童等が未成年等の場合は、本人の外に法定代理人の同意を得なければならない。なお、これらの指紋等情報の登録・管理のため、事前届出証発給に係る指紋等情報が登録されたデータベースを活用することができる。

一方、長官は、専門機関、警察庁、地方公共団体、保護施設等との協力体制及び情報ネットワーク（情報連携システム）を構築・運営する義務を負う。また、専門機関の長は、提出を受けた身元カードを活用し、データベースを構築・運営しなければならない。

### 5 捜査・捜索体制の強化（第9条～第9条の3）

失踪児童等（犯罪による場合を除く）の迅速な発見のために必要なときは、警察官署の長が位置情報事業者（携帯電話事業者等）に、失踪児童等の個人位置情報の提供を要請することができる<sup>(14)</sup>。要請を受けた位置情報事業者は、当該失踪児童等の同意なく個人位置情報を収集することができ、当該失踪児童等の同意がないことを理由に当該要請を拒否してはならない。

また、警察庁長は、失踪児童等の迅速な発見及び復帰のため、失踪児童等の公開の捜索・捜

(14) 犯罪による失踪の疑いが濃厚な場合は、「位置情報の保護及び利用等に関する法律」に別途規定がある。失踪児童等の生命・身体を保護するために、保護者が警察に緊急救助を要請したときは、同法第29条第2項の規定により、警察が位置情報事業者に対し、当該失踪児童等の位置情報の提供を要請することができる。

査を行うことができ、当該失踪児童等の保護者の同意を得て放送等により当該失踪児童等と関連した情報を公開することができる<sup>(15)</sup>。

一方、長官に対しては、不特定多数の者が利用する施設（スーパーマーケット等）における失踪児童等早期発見指針を整備し、告示することが義務付けられる。対象となる施設の管理主体（所有者等）は、失踪児童等の発生が通報されたときは、同指針により直ちに警報発令、捜索、出入口監視等の措置を講じなければならない。なお、管理主体は、同指針に関する教育・訓練を年1回実施し、その結果を管轄警察官署の長に報告しなければならない<sup>(16)</sup>。

## 6 遺伝子検査等（第11条～第13条）

警察庁長は、保護者が確認されていない児童等に対し、遺伝子検査を実施するための検査対象物を採取することができる。採取の際は、検査対象者の書面による同意を要するが、心神喪失等で本人の同意を得ることができない場合は、本人の同意を省略できる。検査対象者が未成年者等の場合は、本人の外に法定代理人の同意も要する。

遺伝子検査は、大統領令で定める検査機関（国立科学捜査研究院）が実施し、検査機関はその結果をデータベースとして構築・運用することができる。遺伝情報の管理は検査機関の長が行

う。なお、検査対象物の採取及び遺伝子検査の前に、まず身元カードを活用したデータベースで失踪児童等か否かを確認しなければならない。

検査機関の長は遺伝子検査終了後、検査に用いた検査対象物を遅滞なく廃棄しなければならないほか、①失踪児童等が保護者を確認したとき、②検査対象者又は法定代理人が要請したとき、③遺伝子検査日から10年経過したとき（ただし、検査対象者又は法定代理人の要請がある場合は延長可）は、遺伝子検査によって得られた遺伝情報も廃棄しなければならない。なお、何人も遺伝情報の目的外利用を行ってはならない。

## おわりに

失踪児童法が制定され、その後も継続的に法改正が行われたことで、失踪児童対策は前進したが、さらなる法改正を求める声もある。未成年等に対し遺伝子検査を行う場合、法定代理人の同意が必要であるが、法定代理人が非協力的な場合は遺伝子検査が難しいとの指摘や、アンバー・アラート・システムについて、現在の規定では警報発令前に保護者の同意が必要であるが、迅速な発令のため、関連規定を見直すべきとの指摘がある<sup>(17)</sup>。また、現在の規定では、失踪児童等を発見した際に通報する時期や保護施

(15) 公開の捜索・捜査について規定した第9条の2は、韓国に「アンバー・アラート・システム」を導入するための法的根拠として、2011年4月の法改正により新設された条項である。「アンバー・アラート・システム」とは、テレビ、ラジオ等を通じて誘拐情報を地域社会に提供する早期警報システムであり、1997年にアメリカで最初に創設された。中川かおり「児童を誘拐から守るための取組み—米国のアンバー・アラート—」『青少年問題』53巻1号、2003.1、p.48。

(16) 失踪児童等早期発見指針について規定した第9条の3は、韓国に「コード・アダム」を導入するための法的根拠として、2014年1月の法改正で新設された条項である。「コード・アダム」とは、アメリカのウォルマートが1994年に最初に考案し、その後全米に広まった失踪児童の早期発見プログラムであり、スーパーマーケット等において失踪児童発生の通報があった場合、当該施設において直ちに捜索、出入口監視等が実施される。中川かおり「児童を誘拐及び性的搾取から保護するための法律」『外国の立法』No.217、2003.8、p.139。〈[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000494\\_po\\_21704.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000494_po_21704.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)〉

(17) 김학신·김영식「실종아동의 실태와 효과적인 대응방안에 관한 연구」『경찰학논총』6권2호、2011、pp.325、327-328。〈[http://www.polience.or.kr/yds/bbs/board.php?bo\\_table=02\\_01&wr\\_id=129&page=6](http://www.polience.or.kr/yds/bbs/board.php?bo_table=02_01&wr_id=129&page=6)〉

表 失踪児童法の制定から今日までの主な改正事項

条	改正事項	法改正の内容
第2条	「児童等」の定義	2011年8月の改正により、「通報当時14歳未満」から「失踪当時14歳未満」に変更。2013年6月の改正により、「14歳未満」を「18歳未満」に変更し、認知症患者を追加
第7条の2	事前登録	2011年8月の改正により、警察による事前届出証発給に関する規定を新設
第7条の3	失踪児童等の指紋等情報	2011年8月の改正により、警察による保護施設の児童等の指紋等情報の登録・管理に関する規定を新設
第8条	情報連携システム	2011年8月の改正により、長官による情報連携システムの構築・運営に関する規定等を新設
第9条	位置情報	2011年8月の改正により、警察による位置情報活用に関する規定を新設
第9条の2	公開検索・捜査	2011年4月の改正により、アンバー・アラート・システム導入規定を新設
第9条の3	早期発見指針	2014年1月の改正により、コード・アダム導入規定を新設
第11条	遺伝子検査	2011年8月の改正により、遺伝子検査の対象者に精神医療機関の入院患者等を追加
第13条	遺伝情報廃棄	2008年3月の改正により、保存期間「5年」を「10年」に変更し、保存期間延長に関するただし書を新設

(出典) 「의안정보시스템」(議案情報システム) <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>> に掲載されている各改正法案等を基に筆者作成。

設等が身元カードを提出する時期を「遅滞なく」と規定しているが、これを具体的な期限(例えば2時間以内など)に改めるべきとの指摘もある<sup>(18)</sup>。

近年では認知症患者が行方不明となる事件が増加している。2013年に発生した認知症患者の失踪事件は7,983件で、そのうち57件が未

発見のままである<sup>(19)</sup>。2013年6月の法改正により、「児童等」の定義に認知症患者が追加されたことは、社会の高齢化を反映したものであり、今後は、これまで以上に高齢者の失踪への対応が求められる<sup>(20)</sup>。

(ふじわら なつと)

(18) 이여진 「실종아동 보호의 문제점 및 개선과제」 『이슈와 논점』 790 호, 2014.2.10, p.4. <[http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd\\_Seq=10242&cmsCd=CM0018](http://www.nars.go.kr/brdView.do?brd_Seq=10242&cmsCd=CM0018)>

(19) 前掲注(1) 直近の認知症患者の失踪事件の件数は、2009年が5,673件(20件)、2010年が6,569件(27件)、2011年が7,604件(36件)、2012年が7,650件(23件)である(括弧内は未発見の件数)。

(20) 高齢者の失踪に関しては、「老人福祉法」に別途規定があるが、現在、高齢者の失踪についても失踪児童法で統一的に規定するための改正法案が国会に発議されている。「실종아동등의 보호 및 지원에 관한 법률 일부개정 법률안」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_Q1M3V0U7W1O9R1T1C2A7U0I6D2V3Y4](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Q1M3V0U7W1O9R1T1C2A7U0I6D2V3Y4)>

# 失踪児童等の保護及び支援に関する法律

실종아동등의 보호 및 지원에 관한 법률  
(一部改正 2014 年 1 月 28 日 法律第 12360 号 施行日 2014 年 7 月 29 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 藤原 夏人訳

## 第 1 条 (目的)

この法律<sup>(1)</sup>は、失踪児童等の発生を予防し、迅速な発見及び復帰を図り、復帰後の社会適応を支援することにより、失踪児童等及びその家庭の福祉増進に資することを目的とする。

## 第 2 条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「児童等」とは、次に掲げる者のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 失踪当時 18 歳未満である児童
  - ロ 障害者福祉法<sup>(2)</sup>第 2 条の規定による障害者のうち、知的障害者、自閉性障害者又は精神障害者
  - ハ 認知症管理法<sup>(3)</sup>第 2 条第 2 号の規定による認知症患者
2. 「失踪児童等」とは、略取、誘引、遺棄、事故、家出、迷子等の事由により、保護者から離脱した児童等をいう。
3. 「保護者」とは、親権者、後見人その他法律により児童等を保護し、又は扶養する

義務のある者をいう。ただし、第 4 号の保護施設の長又は従事者は除く。

4. 「保護施設」とは、社会福祉事業法<sup>(4)</sup>第 2 条第 4 号の規定による社会福祉施設及び認可、届出等に基づかずに児童等を保護する施設であつて社会福祉施設に準ずるものをいう。
5. 「遺伝子検査」とは、個人の識別を目的として血液、毛髪、唾液等の検査対象物から遺伝子を分析する行為をいう。
6. 「遺伝情報」とは、遺伝子検査の結果として得られた情報をいう。
7. 「身元情報」とは、氏名、年齢、写真等特定の人物であることを識別するための情報をいう。

## 第 3 条 (国の責務)

- ① 保健福祉部長官は、失踪児童等の発生予防、迅速な発見及び復帰並びに復帰後の社会適応のため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 失踪児童等のための政策の策定及び実施

(1) 「실종아동등의 보호 및 지원에 관한 법률」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1894&PROM\\_DT=20140128&PROM\\_NO=12360](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1894&PROM_DT=20140128&PROM_NO=12360)〉以下、インターネット情報は、2014 年 9 月 5 日現在である。なお、訳文中の [ ] 内の語句は、訳者による補記である。

(2) 「장애인복지법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0170&PROM\\_DT=20130730&PROM\\_NO=11977](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0170&PROM_DT=20130730&PROM_NO=11977)〉

(3) 「치매관리법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&SRCH\\_IN\\_RESULT=false&LAW\\_SRCH\\_TYPE=LAW\\_NM&SUB\\_NM=치매관리법&BEF\\_SUB\\_NM=치매관리법&LAW\\_CHECK=true&ORD\\_CHECK=true&REGL\\_CHECK=true&srchinresult=false&lawsrchtype=LAW\\_NM&subnm=치매관리법&befsubnm=치매관리법&lawchk=true&ordchk=true&reglchk=true&LAW\\_ID=A3407&PROM\\_NO=11013&PROM\\_DT=20110804&](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&SRCH_IN_RESULT=false&LAW_SRCH_TYPE=LAW_NM&SUB_NM=치매관리법&BEF_SUB_NM=치매관리법&LAW_CHECK=true&ORD_CHECK=true&REGL_CHECK=true&srchinresult=false&lawsrchtype=LAW_NM&subnm=치매관리법&befsubnm=치매관리법&lawchk=true&ordchk=true&reglchk=true&LAW_ID=A3407&PROM_NO=11013&PROM_DT=20110804&)〉原文では「痴呆管理法」である。

(4) 「사회복지사업법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0183&PROM\\_DT=20140520&PROM\\_NO=12618](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0183&PROM_DT=20140520&PROM_NO=12618)〉

2. 失踪児童等と関連した実態調査及び研究
  3. 失踪児童等の発生予防のための研究、教育及び広報
  4. 第8条の規定による情報連携システム及びデータベースの構築及び運営
  5. 失踪児童等の家族支援
  6. 失踪児童等の復帰後の社会適応のための相談及び治療サービスの提供
  7. その他失踪児童等の保護及び支援に必要な事項
- ② 警察庁長は、失踪児童等の迅速な発見及び復帰のため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
1. 失踪児童等に対する通報体制の構築及び運営
  2. 失踪児童等の発見のための搜索及び捜査
  3. 第11条の規定による遺伝子検査対象物の採取
  4. その他失踪児童等の発見のために必要な事項
- ③ 児童福祉法<sup>(5)</sup>第10条の規定による児童政策調整委員会は、第1項の規定による保健福祉部長官の責務及び第2項の規定による警察庁長の責務等の失踪児童等と関連した国の責務の遂行を総合調整する。

#### 第4条（他の法律との関係）

失踪児童等に関し、他の法律に第11条から第15条までの規定と異なる規定があるときは、[当該規定にかかわらず] この法律の規定に従う。

#### 第5条（失踪児童専門機関の設置等）

- ① 保健福祉部長官は、第3条第1項第2号から第7号までの業務を専門に担当する失踪児童専門機関を設置して運営し、又は社会福祉法人等大統領令で定める法人若しくは団体にその業務の全部若しくは一部を委託し運営させることができる。
- ② 第1項の規定による失踪児童専門機関又は法人若しくは団体（以下「専門機関」という。）の運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第6条（通報義務等）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、その職務の遂行中に失踪児童等を発見したときは、第3条第2項第1号の規定により警察庁長が構築し運営する通報体制（以下「警察通報体制」という。）に遅滞なく通報しなければならない。
  1. 保護施設の長又はその従事者
  2. 児童福祉法第13条の規定による児童福祉専門担当公務員
  3. 青少年保護法<sup>(6)</sup>第35条の規定による青少年保護・リハビリセンターの長又はその従事者
  4. 社会福祉事業法第14条の規定による社会福祉専門担当公務員
  5. 医療法<sup>(7)</sup>第3条の規定による医療機関の長又は医療従事者
  6. 業務、雇用等の関係により事実上児童等を保護し監督する者
- ② 地方公共団体の長が、関係法律の規定により児童等の保護措置を講じるときは、児童等の身元を記録した通報受付書を作成し、警察

(5) 「아동복지법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0172&PROM\\_DT=20140128&PROM\\_NO=12361](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0172&PROM_DT=20140128&PROM_NO=12361)〉

(6) 「청소년 보호법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0727&PROM\\_DT=20140528&PROM\\_NO=12699](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0727&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12699)〉

(7) 「의료법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1549&PROM\\_DT=20130813&PROM\\_NO=12069](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1549&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12069)〉

通報体制に提出しなければならない。

- ③ 保護施設の長又は精神保健法<sup>(8)</sup>第3条第3号の規定による精神医療機関の長が、保護者が確認されていない児童等を保護するに至ったときは、遅滞なく児童等の身元を記録したカード（以下「身元カード」という。）を作成し、地方公共団体の長及び専門機関の長に、それぞれ提出しなければならない。
- ④ 地方公共団体の長は、出生後6月を経過した児童の出生届を受け付けたときは、遅滞なく当該児童の身元カードを作成し、その写しを警察庁長に送付しなければならない。警察庁長は、失踪児童等か否かを確認し、その結果を当該地方公共団体の長に送付しなければならない。地方公共団体の長は、警察庁長が当該児童を失踪児童等と確認したときは、専門機関の長に、当該失踪児童等の身元カードの写しを送付しなければならない。
- ⑤ 地方公共団体の長は、第1項の規定による通報義務及び第3項の規定による身元カード提出義務に関する事項を指導し監督しなければならない。
- ⑥ 第1項及び第2項の規定による通報並びに第3項及び第4項の規定による身元カードの作成、提出等に必要事項は、保健福祉部令で定める。

#### 第7条（未通報保護行為の禁止）

何人も、正当な事由なく失踪児童等を警察官署の長に通報せずに保護することができない。

#### 第7条の2（失踪児童等の早期発見のための事前届出証発給）

- ① 警察庁長は、失踪児童等の迅速な発見及び復帰のため児童等の保護者が申請するとき

は、児童等の指紋及び顔等に関する情報（以下「指紋等情報」という。）を登録し、児童等の保護者に事前届出証を発給することができる。

- ② 警察庁長は、第1項の規定により登録された指紋等情報をデータベースとして構築し運営することができる。
- ③ 第1項の規定による指紋等情報の範囲、事前届出証発給に必要な登録方法及び手続等に必要事項は安全行政部令で定め、第2項の規定によるデータベース構築等と関連する事項は大統領令で定める。

#### 第7条の3（失踪児童等の指紋等情報の登録及び管理）

- ① 警察庁長は、保護施設の入所者のうち、保護者が確認されていない児童等から書面による同意を得て、児童等の指紋等情報を登録し管理することができる。この場合において、当該児童等が未成年者、心身喪失者又は心身耗弱者であるときは、本人のほか法定代理人の同意を得なければならない。ただし、心身喪失、心身耗弱又は意思無能力等の事由により本人の同意を得ることができないときは、本人の同意を省略することができる。
- ② 警察庁長は、第1項の規定による指紋等情報の登録及び管理のため、第7条の2第2項の規定によるデータベースを活用することができる。
- ③ 第1項の規定による失踪児童等の指紋等情報の登録及び管理等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第7条の4（指紋等情報の目的外利用制限）

何人も、正当な事由なく指紋等情報を失踪児童等を探す目的以外で利用してはならない。

(8) 「정신보건법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0203&PROM\\_DT=20130813&PROM\\_NO=12071](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0203&PROM_DT=20130813&PROM_NO=12071)〉

## 第8条 (情報連携システム等の構築及び運営)

- ① 保健福祉部長官は、失踪児童等を迅速に発見するため、失踪児童等の身元情報の作成、取得、保存、送信及び受信に利用することができる、専門機関、警察庁、地方公共団体、保護施設等との協力体制及び情報ネットワーク（以下「情報連携システム」という。）を構築し運営しなければならない。
- ② 専門機関の長は、失踪児童等を発見するため、第6条第3項及び第4項の規定により提出を受けた身元カードを活用し、データベースを構築し運営しなければならない。
- ③ 専門機関の長は、第6条第3項及び第4項の規定により提出を受けた失踪児童等の身元カード等必要な資料を警察庁長に提供しなければならない。
- ④ 警察庁長は、第2項の規定によるデータベースの構築及び運営のため、第3条第2項、第6条第1項及び第2項並びに第7条の規定による通報等必要な資料を専門機関の長に提供しなければならない。
- ⑤ 第6条第2項から第4項まで並びに第3項及び第4項の規定により身元カードその他必要な資料を提出又は提供しなければならないときは、情報連携システムを利用して提出又は提供することができる。
- ⑥ 第1項の規定による情報連携システム並びに第2項の規定によるデータベースの構築及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

## 第8条の2 (失踪児童等の通報及び発見のための情報システムの構築及び運営)

- ① 警察庁長は、失踪児童等に対する迅速な通報及び発見の体制を整備するための情報システム（以下「情報システム」という。）を構築し運営しなければならない。

- ② 警察庁長は、失踪児童等の迅速な発見のため、第8条第1項の規定により構築し運営する情報連携システムを、社会福祉事業法第6条の2第2項の規定により構築し運営する社会福祉業務関連情報システムと連携させ、当該情報システムが有する失踪児童等の身元情報の内容を活用することができる。
- ③ 第1項の規定による情報システムの構築及び運営に必要な事項並びに第2項の規定による情報システムと連携が可能な身元情報の範囲、身元情報の確認方法及び確認手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

## 第9条 (搜索又は捜査の実施等)

- ① 警察官署の長は、失踪児童等の発生の通報を受けたときは、遅滞なく搜索又は捜査を実施するか否かを決定しなければならない。
- ② 警察官署の長は、失踪児童等（犯罪による場合を除く。以下この条において同じ。）の迅速な発見のため必要なときは、位置情報の保護及び利用等に関する法律<sup>(9)</sup>第5条の規定による位置情報事業者に、失踪児童等の個人位置情報の提供を要請することができる。
- ③ 第2項の規定による要請を受けた位置情報事業者は、当該失踪児童等の同意なく個人位置情報を収集することができ、失踪児童等の同意がないことを理由に警察官署の長の要請を拒否してはならない。
- ④ 警察官署及び警察官署[の業務]に従事し、又は従事していた者は、失踪児童等を探す目的で提供を受けた個人位置情報を、失踪児童等を探す目的以外の用途で利用してはならない。
- ⑤ 第1項の規定による搜索又は捜査等に必要な事項は安全行政部令で定め、第2項の規定による個人位置情報の提供を要請する方法及び手

(9) 「위치정보의 보호 및 이용 등에 관한 법률」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1880&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11717](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1880&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11717)〉

続等に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第9条の2（公開の搜索及び捜査の体制の構築及び運営）

- ① 警察庁長は、失踪児童等の迅速な発見及び復帰のため、失踪児童等の公開の搜索及び捜査の体制を構築し運営することができる。
- ② 警察庁長は、第1項の規定による公開の搜索及び捜査のため、失踪児童等の保護者の同意を得て、情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律<sup>(10)</sup>第2条第1項第1号及び第2号の規定による情報通信網又は情報通信サービス並びに放送法<sup>(11)</sup>第2条第1号の規定による放送等を利用し、失踪児童等と関連した情報を公開することができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による公開の搜索及び捜査の体制に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第9条の3（失踪児童等早期発見指針等）

- ① 保健福祉部長官は、不特定多数の者が利用する施設において失踪児童等を早期に発見するため、次の各号に掲げる事項を含む失踪児童等の発生予防及び早期発見のための指針（以下「失踪児童等早期発見指針」という。）を整備し、告示しなければならない。

1. 保護者の通報に関する事項
  2. 失踪児童等の発生状況の伝達及び警報発令の手続
  3. 出入口の監視及び搜索手続
  4. 失踪児童等の未発見時の警察通報手続
  5. [当該施設に] 警察到着後の警報発令解除に関する事項
  6. その他失踪児童等の発生予防及び搜索に関する事項
- ② 次の各号のいずれかに該当する施設及び場所のうち、大統領令で定める規模の施設及び場所の所有者、占有者又は管理者（以下この条において「管理主体」という。）は、失踪児童等[の発生]が通報されたときは、失踪児童等早期発見指針により直ちに警報発令、搜索、出入口の監視等の措置を講じなければならない。
1. 流通産業発展法<sup>(12)</sup>の規定による大規模店舗
  2. 観光振興法<sup>(13)</sup>の規定による遊園施設
  3. 都市鉄道法<sup>(14)</sup>の規定による都市鉄道の駅舎（出入通路、待合室、乗降場、乗換通路その他これに付随する施設を含む）
  4. 旅客自動車運輸事業法<sup>(15)</sup>の規定による旅客自動車ターミナル
  5. 航空法<sup>(16)</sup>の規定による空港施設のうち、

(10) 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0027&PROM\\_DT=20140528&PROM\\_NO=12681](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0027&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12681)〉

(11) 「방송법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0711&PROM\\_DT=20140603&PROM\\_NO=12743](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0711&PROM_DT=20140603&PROM_NO=12743)〉

(12) 「유통산업발전법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1319&PROM\\_DT=20140603&PROM\\_NO=12738](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1319&PROM_DT=20140603&PROM_NO=12738)〉

(13) 「관광진흥법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1508&PROM\\_DT=20140528&PROM\\_NO=12689](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1508&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12689)〉

(14) 「도시철도법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1515&PROM\\_DT=20140521&PROM\\_NO=12643](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1515&PROM_DT=20140521&PROM_NO=12643)〉

(15) 「여객자동차 운수사업법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1513&PROM\\_DT=20140521&PROM\\_NO=12645](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1513&PROM_DT=20140521&PROM_NO=12645)〉

(16) 「항공법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1509&PROM\\_DT=20140528&PROM\\_NO=12706](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1509&PROM_DT=20140528&PROM_NO=12706)〉

旅客ターミナル

6. 港湾法<sup>(17)</sup>の規定による港湾施設のうち、旅客利用施設
  7. 鉄道産業発展基本法<sup>(18)</sup>の規定による鉄道施設のうち、駅施設（物流施設を除く）
  8. 体育施設の設置及び利用に関する法律<sup>(19)</sup>の規定による専門体育施設
  9. 公演法<sup>(20)</sup>の規定による公演が行われる公演場等の施設又は場所
  10. 博物館及び美術館振興法<sup>(21)</sup>の規定による博物館及び美術館
  11. 地方公共団体が文化体育観光振興を目的として主催する地域の祭りが行われる場所
  12. その他大統領令で定める施設及び場所
- ③ 管理主体は、第2項の規定による施設及び場所の従事者に、失踪児童等早期発見指針に関する教育及び訓練を年1回実施し、その結果を管轄警察官署の長に報告しなければならない。
- ④ 管轄警察官署の長は、失踪児童等早期発見指針が遵守されるよう、第2項の規定による措置並びに第3項の規定による教育及び訓練の実施に関する事項を指導し監督しなければならない。

#### 第10条（立入り調査等）

- ① 警察庁長又は地方公共団体の長は、失踪児童等の発見のために必要なときは、関係者に対し必要な報告若しくは資料提出を命じ、又は所属公務員に対し、関係場所に立ち入り、

関係者若しくは児童等に対し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- ② 警察庁長又は地方公共団体の長は、第1項の規定による立入り調査を実施する場合において、正当な理由があるときは、所属公務員に対し、失踪児童等の家族等を同行させることができる。
- ③ 第1項の規定により立入り調査又は質問をしようとする関係公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係者等に提示しなければならない。

#### 第11条（遺伝子検査の実施）

- ① 警察庁長は、失踪児童等の発見のため、次の各号のいずれかに該当する者から遺伝子検査対象物（以下「検査対象物」という。）を採取することができる。
1. 保護施設の入所者又は精神保健法第3条第3号の規定による精神医療機関の入院患者のうち、保護者が確認されていない児童等
  2. 失踪児童等を探そうとする家族
  3. その他保護施設の入所者であった身寄りのない児童
- ② 遺伝子検査を専門に行う機関であって、大統領令で定める機関（以下「検査機関」という。）は、遺伝子検査を実施し、その結果をデータベースとして構築し運営することができる。
- ③ 第1項の規定による検査対象物の採取及び

(17) 「항만법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1503&PROM\\_DT=20140324&PROM\\_NO=12545](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1503&PROM_DT=20140324&PROM_NO=12545)〉

(18) 「철도산업발전기본법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1803&PROM\\_DT=20130323&PROM\\_NO=11690](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1803&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690)〉

(19) 「체육시설의 설치·이용에 관한 법률」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0732&PROM\\_DT=20140114&PROM\\_NO=12248](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0732&PROM_DT=20140114&PROM_NO=12248)〉

(20) 「공연법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A1419&PROM\\_DT=20131230&PROM\\_NO=12133](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1419&PROM_DT=20131230&PROM_NO=12133)〉

(21) 「박물관 및 미술관 진흥법」〈[http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK\\_TYPE=LAW\\_BON&LAW\\_ID=A0736&PROM\\_DT=20140114&PROM\\_NO=12248](http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0736&PROM_DT=20140114&PROM_NO=12248)〉

第2項の規定による遺伝子検査を実施しようとするときは、第8条第2項の規定によるデータベースを活用し、失踪児童等か否かを確認した後に実施しなければならない。

- ④ 警察庁長は、第1項の規定により検査対象物を採取しようとするときは、あらかじめ検査対象者の書面による同意を得なければならない。この場合において検査対象者が未成年者、心身喪失者又は心身耗弱者であるときは、本人の外に法定代理人の同意を得なければならない。ただし、心身喪失、心身耗弱又は意思無能力等の事由により本人の同意を得ることができないときは、本人の同意を省略することができる。
- ⑤ 第2項の規定による遺伝情報データベースを構築し運営するときは、遺伝情報は検査機関の長が、身元情報は専門機関の長が、それぞれ区別して管理しなければならない。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定による検査対象物の採取、遺伝子検査の実施、データベースの構築、遺伝子検査の同意並びに遺伝情報と身元情報の区別及び管理等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第12条（遺伝情報の目的外利用禁止等）

- ① 何人も、失踪児童等を発見する目的以外の用途で第11条の規定による検査対象物を採取し、遺伝子検査を実施し、又は遺伝情報を利用することができない。
- ② 検査対象物の採取、遺伝子検査又は遺伝情報管理に従事し、又は従事していた者は、採取した検査対象物又は遺伝情報を外部に流出させてはならない。

#### 第13条（検査対象物及び遺伝情報の廃棄）

- ① 検査機関の長は、遺伝子検査を終えたときは、遅滞なく検査対象物を廃棄しなければならない。

- ② 検査機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該遺伝情報を遅滞なく廃棄しなければならない。ただし、第3号の規定にかかわらず、検査対象者又は法定代理人が第3号に定める期間（以下「保存期間」という。）の延長を要請したときは、失踪児童等の保護者を確認する時まで、当該期間を延長することができる。

- 1. 失踪児童等が保護者を確認したとき。
- 2. 検査対象者又は法定代理人が要請したとき。
- 3. 遺伝子検査日から10年が経過したとき。

- ③ 検査機関の長は、検査対象物及び遺伝情報の廃棄並びに遺伝情報の保存期間延長に関する事項を記録し保管しなければならない。

- ④ 検査対象物及び遺伝情報の廃棄の方法及び方法、遺伝情報の保存期間延長、記録及び保管等に必要な事項は、安全行政部令で定める。

#### 第14条（遺伝子検査記録の閲覧等）

- ① 検査機関の長は、検査対象者又は法定代理人が遺伝子検査結果記録の閲覧又は写しの発給を要請したときは、これに従わなければならない。

- ② 第1項の規定による記録の閲覧又は写しの発給に関する申請手続及び書式等に関して必要な事項は、安全行政部令で定める。

#### 第15条（身元情報の目的外利用禁止）

何人も、正当な事由なく失踪児童等の身元情報を、失踪児童等を探す目的以外の用途で利用することができない。

#### 第16条（関係機関の協力）

保健福祉部長官又は警察庁長は、失踪児童等の迅速な発見及び復帰並びに復帰後の支援のため、関係中央行政機関の長又は地方公共団体の長に必要な協力を要請することができる。

る。この場合において協力要請を受けた機関の長は、特別な事由がないときは、これに従わなければならない。

#### 第17条（罰則）

第7条の規定に違反し、正当な事由なく失踪児童等を保護した者及び第9条第4項の規定に違反し、個人位置情報を失踪児童等を探す目的以外の用途で利用した者は、5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

#### 第18条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 偽計又は威力を行使し、第10条第1項の規定による関係公務員の立入り又は調査を拒否し、又は妨害した者
- 1の2. 第7条の4の規定に違反し、指紋等情報を、失踪児童等を探す目的以外で利用した者
- 1の3. 第9条第3項の規定に違反し、警察官署の長の要請を拒否した者
2. 第12条第1項の規定に違反し、目的以外の用途で検査対象物の採取若しくは遺伝子検査を実施し、又は遺伝情報を利用した者
3. 第12条第2項の規定に違反し、採取した検査対象物又は遺伝情報を外部に流出させた者
4. 第15条の規定に違反し、身元情報を、失踪児童等を探す目的以外の用途で利用し

た者

#### 第19条（過料）

① 次の各号のいずれかに該当する者は、500万ウォン以下の過料に処する。

1. 第9条の3第2項の規定に違反し、失踪児童等早期発見指針の規定による措置を講じなかった者
2. 第10条第1項の規定による命令に違反し、報告若しくは資料提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料提出を行い、又は正当な事由なく関係公務員の立入り若しくは調査を逃れた者

② 次の各号のいずれかに該当する者は、200万ウォン以下の過料に処する。

1. 第6条第1項の規定による通報を行わなかった者
2. 第6条第3項の規定による身元カードを送付しなかった者
3. 第9条の3第3項の規定による教育及び訓練を実施せず、又はその結果を報告しなかった者

③ 第1項及び2項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより警察官署の長又は地方公共団体の長がそれぞれ課し徴収する。

④（削除）

⑤（削除）

⑥（削除）

#### 附則

この法律は、公布後6月を経過した日から施行する。

（ふじわら なつと）